

第20号議案

公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第1条 島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「内水面漁場管理委員会」の次に「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「、実施機関の職員」の次に「(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第7条第2号ウ中「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第3章中第20条の前に次の1条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第19条の2 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第20条第1項中「(昭和37年法律第160号)」を削る。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「内水面漁場管理委員会」の次に「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第4条第2項第1号中「県の職員及び」を「県の職員、」に、「又は職員」を「並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員(以下この号におい

て「県職員等」という。)又は県職員等」に改める。

第7条第1項第5号中「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第9条中「の職員」の次に「(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。第52条及び第54条において同じ。)」を加える。

第3章第4節中第34条の前に次の1条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第33条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正等の決定若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正等の請求若しくは利用停止の請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき異議申立てをすることができる。

第34条第1項中「(昭和37年法律第160号)」を削る。

第46条第1項第2号中「総理大臣」を「総務大臣」に改める。

(島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部改正)

第3条 島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例(平成14年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

別表中 「財団法人北東アジア地域学術交流財団
財団法人しまね海洋館」 を「財団法人しまね海洋館」に改める。

館」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正前の島根県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされた請求その他

の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の島根県情報公開条例の相当規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

(島根県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際第 2 条の規定による改正前の島根県個人情報保護条例 (以下「改正前の個人情報保護条例」という。) の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の島根県個人情報保護条例の相当規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。